

R05-200

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
--------	------------------

佐本備一発第63号
佐本刑企発第79号
佐本組対発第113号
令和5年3月29日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和10年3月31日まで
-----	--------------

佐賀県警察本部長

住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底に関する留意事項
について（通達）

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）における宿泊者名簿の記載等の徹底に関する留意事項については、「住宅宿泊事業法の施行に伴う宿泊者名簿の記載等の徹底に関する留意事項について（通達）」（平成30年3月20日付け佐本備一発第53号ほか。以下「旧通達」という。）により示してきたところ、国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するためには、引き続き、宿泊者名簿の記録等を徹底する必要がある。

宿泊者名簿の記載等の徹底に関する留意事項は下記のとおりであるので、厚生労働省及び国土交通省から各都道府県の住宅宿泊事業主管部局等に対し発出された「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」（平成29年12月26日付け薬生衛発1222第1号、観産第602号。別添1）及び「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」（平成29年12月26日付け国土動第112号。別添2）並びに厚生労働省等が策定した「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平成29年12月26日策定、令和3年9月1日最終改正。別添3）を参照の上、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 住宅宿泊事業者等の把握

住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）との協力体制を構築して管理者対策を確実に推進するため、県の住宅宿泊事業担当課等と連携し、管内の住宅宿泊事業者等及び届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の把握に努めること。

2 住宅宿泊事業者等からの協力の確保

別添1の4、別添2の4及び別添3別紙中2-2(4)①の4は、旅館業法（昭和23年法律第138号）における宿泊者名簿の閲覧と同様、住宅宿泊事業者等が捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、警察官等の職務の目的に必要な範囲内において、当該警察官等に宿泊者名簿を閲覧させることができることを明確にしたものである。よって、住宅宿泊事業者等との協力関係の構築・維持にも留意しつつ、必要に応じて宿泊者名簿の閲覧を求めるなど、届出住宅における捜査や不審者の発見等を効果的・効率的に推進すること。

3 住宅宿泊事業者等から通報を受けた場合の適切な対応

住宅宿泊事業者等から宿泊者の不審動向に関する通報を受けた場合には、当該住宅宿泊事業者等、県の住宅宿泊事業担当課等と連携し、適切に対処すること。